

東京慈恵会医科大学附属第三病院緊急医療救護所医薬品等備蓄庫の使用賃借に関する覚書の締結について

【概要】

災害時における緊急医療救護所に関する協定（平成 25 年 6 月 19 日締結）に基づき、大規模災害発生時に緊急医療救護所において使用する医薬品及び医薬品資器材の備蓄を目的として、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「慈恵医大第三病院」という。）の保有する施設の一部を狛江市と調布市が借受け、備蓄庫として使用するための覚書を三者間で締結した。

【備蓄庫とする場所】

慈恵医大第三病院 4 号館 3 階 305 号室及び 306 号室

【締結期間】

平成 30 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日まで

※期間満了日の 2 ヶ月前までに三者から申出がない場合は、期間満了日の翌日からさらに 1 年間延長

【使用料】

無償

※備蓄庫の運用に関わる光熱水費は、慈恵医大第三病院が負担する。

【備蓄する医薬品等】

狛江市及び調布市において、備蓄する医薬品等の種類を選定し、費用についても両者で負担する。

東京慈恵会医科大学附属第三病院緊急医療救護所医薬品等備蓄庫の 使用貸借に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）は、災害時における緊急医療救護所に関する協定（平成 25 年 6 月 19 日締結）に基づき、大規模災害等の発生時において甲及び乙が丙の敷地内に開設する緊急医療救護所（以下「緊急医療救護所」という。）において使用する医薬品及び医薬品資器材（以下「医薬品等」という。）の備蓄を目的として、丙の管理に係る施設の一部を甲及び乙が借受け、備蓄庫として使用することについて、以下のとおり覚書を締結する。

（使用場所）

第 1 条 前文の備蓄倉庫の場所は、以下のとおりとする。

東京都狛江市和泉本町四丁目 11 番 1 号

東京慈恵会医科大学附属第三病院内 4 号館 3 階 305 号室、306 号室

（有効期間）

第 2 条 本覚書の期間は、平成 30 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までとする。

2 前項の期間終了の日から 2 か月前までに、甲、乙及び丙いずれかから申出がない場合、本覚書は期間満了の日の翌日からさらに 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（使用料）

第 3 条 備蓄倉庫の使用料は、無償とする。

2 備蓄倉庫の運用に係る光熱水費は、丙が負担するものとする。

（施設の原状復帰）

第 4 条 甲及び乙が備蓄倉庫として使用するために丙の施設を改修した場合、甲及び乙は本覚書が失効したときは速やかに原状復帰のうえ、丙に返還しなければならない。

2 前項の原状復帰に要する費用は甲及び乙が負担する。

3 甲及び乙は第 1 項の原状復帰をしたときは丙に報告し、原状復帰が完了したか確認を受けなければならない。

(医薬品等の帰属)

第5条 備蓄倉庫に保管する医薬品等は緊急医療救護所において使用するものに限り、その所有者は以下の者に限ることとする。

(1) 甲

(2) 乙

(疑義の解決)

第6条 本覚書に定めのない事項、または覚書締結後に生じた疑義については、甲、乙及び丙で協議のうえ、解決する。

本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙で記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

団体名 狛江市

代表者 市長 松原 俊雄

乙 所在地 東京都調布市小島町二丁目35番1

団体名 調布市

代表者 市長 長友 貴樹

丙 所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

団体名 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院長 中村 敬